

2025年 青法協おおさか3月例会

「障害者の人権の根底を問う ～旧優生保護法訴訟～」

旧優生保護法は、1948年制定後1996年までの48年間に、遺伝性疾患、ハンセン病、精神障害がある人等に対して、本人の同意なく優生手術（不妊手術）及び人工妊娠中絶を可能としました。この手術により約8万4000人ものが被害を受けました。



2025年 3月11日(火)18:30～
大阪弁護士会館9階920室 +オンライン

大阪市北区西天満1-12-5 大阪メロ・京阪本線「淀屋橋」徒歩10分、中之島線「なにわ橋駅」徒歩5分

優生保護法被害国賠訴訟 大阪弁護団長

講師：辻川 圭乃 弁護士

**参加
無料**

▶2024年7月3日、最高裁判所大法廷は、旧優生保護法を憲法13条、14条に反すると判断し、国に賠償を命じました。これを受けて、2025年1月17日に補償法が施行されました。

▶日本国憲法の下にありながら、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」(第1条)ことを目的として掲げた旧優生保護法は、障害のある人等の生存そのものを否定し、今もなお存在する障害者差別につながるものです。当事者の声を聞いた、弁護団の活動についてお話しいただきます。

会員弁護士・研究者の他、会員外弁護士、修習生、司法試験合格者・予備試験合格者・受験生・法科大学院生・学部学生の参加も歓迎

参加申込はこちら (なるべく事前申込みください) →



主催 青年法律家協会大阪支部

問合せ先 弁護士 宮本亜紀(きづがわ共同法律事務所)

TEL:06-6633-7621

E-mail: miyamoto@kizugawa-law.jp

